

人事委員会勧告等の概要について

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成30年10月17日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
372,161円	370,866円	1,295円	0.35%

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与。

<期末手当・勤勉手当(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.47月	4.40月

2 本年の給与改定

(1) 給料表

ア 行政職給料表

初任給を含む若年層の改定を重点的に行った人事院勧告に準じて引上げ

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 諸手当

ア 地域手当

給料表の引上げ改定を行っても残る民間給与との較差の解消及び県内の地域における国の地域手当の指定基準による支給割合を考慮し、県内で勤務する職員の支給割合を引上げ

1.5% → 1.7%

イ 初任給調整手当

医師については、医療職給料表(一)の改定状況を勘案し、支給月額を引上げ

414,300円 → 414,800円

ウ 期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数（4.40月）と、民間企業で支払われた特別給の支給割合（4.47月）との均衡を図るため引上げ

4.40月分 → 4.45月分

また、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
30年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)	2.60月
	勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)	1.85月
	計	2.125月	2.325月	4.45月
31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

エ 宿日直手当

人事院の報告に準じて所要の改定

(3) 勧告に基づく改定額（率）

ア 月例給（行政職） 1,268円（0.34%）

（内訳 給料549円 地域手当708円 はね返し分（注）11円）

（注）給料等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

イ 平均年間給与（行政職） 本年度 約4.0万円増 *行政職平均年齢 43.9歳

(4) 改定の実施時期

給料表及び諸手当の改定は平成30年4月1日

ただし、平成31年度以降の期末手当・勤勉手当の改定は平成31年4月1日